

養担当規則等及び診療報酬の施設基準における 厚生労働大臣が定める揭示事項

当院では、厚生労働省の方針に基づき、施設基準に関する情報をホームページで公開することになりました。今後も医療の透明性確保と患者さま本位のサービス充実に努めてまいります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

当院は保険医療機関です。

(1) 管理者の氏名：三根生 和明

(2) 診療に従事する医師の氏名：三根生 和明

(3) 診療日及び診療時間：

9:00～12:30/ 14:00～18:00 (月曜・火曜・水曜・金曜)

9:00～12:30 (木曜)

9:00～12:30/14:00～16:00 (土曜)

(4) 標榜科目：内科・循環器内科

個人情報保護の遵守について

当院では個人情報保護に努めています。問診票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません。

医療情報取得加算

当院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

患者さまの薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。

一般名処方加算

安定的な治療を提供する観点から、医薬品の処方は、有効成分が同一であればどの医薬品（後発医薬品含む）も調剤可能な「一般名処方」を行っており、その旨の十分な説明を実施しています。

明細書発行体制等加算

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、必要のない場合にはお申し出ください。

外来感染対策向上加算

患者さまやご家族、当院のスタッフ、その他来院者などを感染症の危険から守り、安全に過ごしていただくため、感染防止対策に積極的に取り組んでいます。

- 当院外来においては、患者さまの受診歴の有無にかかわらず、発熱その他の感染症を疑わせる疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の外来診療に対応します。
- 外来での感染防止対策として、風邪症状、発熱症状など感染症の疑われる患者さまを空間的・時間的に分離し、一般診療の方とは導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- 当院では、院長を「院内感染管理者」と定め、クリニック全体で感染対策に取り組んでいます。
- 抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用しています。
- 当院は、医師会との感染対策連携を取っており、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

医療DX推進体制整備加算

当院では、オンライン資格確認システムを導入し、マイナ保険証を活用した診療情報（薬剤情報や特定健診情報等）を診察に活かしています。今後も、患者さまにとってより良い医療を提供できるよう、医療 DX 推進に関わる取組を進めてまいります。

ニコチン依存症管理料

本院は、禁煙治療のためニコチン依存症管理料の施設基準を届け出ています。

禁煙治療は単なる習慣や嗜好と考えるのではなく、ニコチン依存症という病気としてとらえ、必要な治療を行なうものです。

治療は一定の条件を満たした喫煙者なら、どなたでも受けることができます。

なお、禁煙外来については、次の条件を満たす場合に保険適用の対象となります。

対象者のスクリーニング

条件 1. 直ちに禁煙しようと考えていること

条件 2. ニコチン依存度テスト(TDS) によりニコチン依存症と診断(TDS 5 点以上)

条件 3. ブリンクマン指数(1 日の喫煙本数×喫煙年数)が 200 以上であること

条件 4. 禁煙治療を受けることを文書により同意していること

条件 5. 初めて禁煙治療を受ける方。もしくは前回の禁煙治療から 1 年経過している

別添 1 の「第 9」の 1 の(3)に規定する在宅療養支援診療所

緊急時の連絡体制及び 24 時間往診できる体制等を確保しています。

がん治療連携指導料

治療を受けられた病院で作成された治療計画に基づき、連携病院と退院後の治療や診療情報の共有を行います。

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

患者さまがご自宅や施設で安心して療養生活を送れるよう、定期的な訪問診療を行い、計画的な健康管理・投薬調整・緊急時対応などを包括的に行います。

心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)

患者さまの疾患、状態等を総合的に勘案し、治療上有効であると医学的に判断される場合に、リハビリテーションを実施します。

当院で対応可能な区分は心大血管疾患、運動器疾患、呼吸器疾患に限ります。

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

外来・在宅・入院いずれにおいても、スタッフが働きやすい環境を整備し、医療の質向上に取り組んでいます。

酸素の購入価格の届出

酸素ポンベの購入価格を届出し、適正な価格での供給を行っています。

(小型ポンベ 算定単価：1.54 円)

(2025 年 9 月 1 日時点)

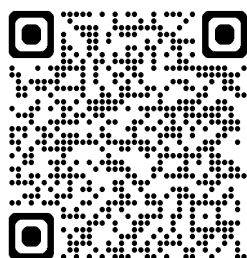
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。